

みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例「事前協議の手引き」の改訂新旧対照表

次の表の改訂前の欄に掲げる規定を同表の改訂後の欄に掲げる規定に下線で示すように改訂します。

頁	改訂後	改訂前
表紙	<u>令和6年4月</u>	<u>令和5年4月</u>
3	<p>II. 略</p> <p>1. 略</p> <p>2. 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p style="padding-left: 2em;">略</p> <p style="padding-left: 2em;">上記④の規則で定める土地開発行為の主なものは、次のとおりです。詳しくは規則第3条を参照してください。(P113～P114)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>ア～エ 略</p> <p>オ 農地を改良し、又は保全するために行われる土地開発行為（農地法第4条第1項 <u>又は第5条第1項</u>の許可に係る土地開発行為を除く。）</p> <p>カ 略</p> </div> <p>3～10 略</p>	<p>II. 事前協議制度について</p> <p>1. 略</p> <p>2. 対象行為</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 適用除外（条例第16条第2項）</p> <p style="padding-left: 2em;">略</p> <p style="padding-left: 2em;">上記④の規則で定める土地開発行為の主なものは、次のとおりです。詳しくは規則第3条を参照してください。(P113～P114)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>ア～エ 略</p> <p>オ 農地を改良し、又は保全するために行われる土地開発行為（農地法第4条第1項の許可に係る土地開発行為を除く。）</p> <p>カ 略</p> </div> <p>3～10 略</p>
8	<p>IV. 略</p> <p>1. 略</p> <p>2. 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p style="padding-left: 2em;">中小企業等協同組合法 <u>(昭和24年法律第181号)</u> に基づく事業協同組合(以下「組合」という。)に加入している土地開発協議者は、現</p>	<p>IV. みどりの保全協定について</p> <p>1. 略</p> <p>2. 協定の締結に当たっての考え方</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 組合による保証</p> <p style="padding-left: 2em;">中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合(以下「組合」という。)に加入している土地開発協議者は、現金による保証に代え</p>

	<p>金による保証に代えて、当該組合の連帯保証とすることができます。</p> <p>なお、連帯保証ができる組合は、緑化費用の積み立てを目的とした規約等を制定している組合で、あらかじめ、知事の承認を受けた組合に限ります。</p> <p>(5)・(6) 略</p>	<p>て、当該組合の連帯保証とすることができます。</p> <p>なお、連帯保証ができる組合は、緑化費用の積み立てを目的とした規約等を制定している組合で、あらかじめ、知事の承認を受けた組合に限ります。</p> <p>(5)・(6) 略</p>
<p>11</p>	<p>IV. 略</p> <p>Q. 2 略</p> <p>A. 2 次の①～③に該当する土地開発行為は、事前協議が必要です。</p> <p>①・② 略</p> <p>③ ①、②に規定する面積未満の土地開発行為であっても、土地開発行為が行われた土地に隣接して行おうとする場合で、隣接地で行われた土地開発行為と同一性、又は一体性があるものと認められ、かつ、隣接地の開発面積と合計すれば①、②の面積要件を満たす土地開発行為については、<u>事前協議が必要です。</u> (<u>条例第 16 条第 1 項及び</u>規則第 2 条、P 112～P 113 参照)</p> <p>Q. 3 条例の事前協議が<u>不要</u>となる土地開発行為<u>と</u>はどのようなものですか。</p> <p>A. 3 略</p> <p>①～③ 略</p> <p>④ 略</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ 農地を改良し、又は保全するために行われる土地開発行為 (農地法第 4 条第 1 項<u>又は第 5 条第 1 項</u>の許可に係る土地開</p>	<p>IV. 事前協議制度についての主な Q & A</p> <p>Q. 2 条例の事前協議が必要な土地開発行為とはどのようなものですか。</p> <p>A. 2 次の①から③に該当する土地開発行為は、事前協議が必要です。</p> <p>①・② 略</p> <p>③ ①<u>又は</u>②に規定する面積未満の土地開発行為であっても、土地開発行為が行われた土地に隣接して行おうとする場合で、隣接地で行われた土地開発行為と同一性、又は一体性があるものと認められ、かつ、隣接地の開発面積と合計すれば①<u>又は</u>②の面積要件を満たす土地開発行為については、<u>条例が適用されます。</u> (規則第 2 条、P 112～P 113 参照)</p> <p>Q. 3 条例の事前協議の<u>適用除外</u>となる土地開発行為はどのようなものですか。</p> <p>A. 3 条例の事前協議が必要な規模の土地開発行為であっても、次に該当するものは知事への事前協議は必要ありません。</p> <p>①～③ 略</p> <p>④ 規則で定められている次の土地開発行為 ア～エ 略</p> <p>オ 農地を改良し、又は保全するために行われる土地開発行為 (農地法第 4 条第 1 項の許可に係る土地開発行為を除く。)</p>

	<p>発行を除外する。)</p> <p>カ・キ 略</p> <p>なお、<u>上記④</u>は規則第3条で詳しく規定してあります。(P113～P114 参照)</p>	<p>カ・キ 略</p> <p>なお、<u>適用除外行為の④</u>は規則第3条で詳しく規定してあります。(P113～P114 参照)</p>
13	<p>Q. 9 略</p> <p>A. 9 略</p> <p>①・② 略</p> <p>③ <u>①、②</u>に掲げるもののほか、知事が特に開発区域の緑化が必要と認める土地開発行為</p> <p>なお、協定の締結方法、内容等については、みどりの保全協定実施要領等で定められています。(P82～P104 参照)</p>	<p>Q. 9 知事は、必要と認める場合には、土地開発協議者とみどりの保全協定を締結することですが、どのような場合に締結するのですか。</p> <p>A. 9 開発計画に係る開発区域のみどりの保全を図るため、知事は地域森林計画対象民有林において次に該当する土地開発行為を行う土地開発協議者と、みどりの保全協定を締結することにしていきます。</p> <p>①・② 略</p> <p>③ <u>前2号</u>に掲げるもののほか、知事が特に開発区域の緑化が必要と認める土地開発行為</p> <p>なお、協定の締結方法、内容等については、みどりの保全協定実施要領等で定められています。(P82～P104 参照)</p>
15	<p>I. 略</p> <p>第1 略</p> <p>1. 略</p> <p>略</p> <p>(1) 略</p> <p>①・② 略</p> <p>③ 土砂災害特別警戒区域(<u>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律</u>[平成12年法律第57号]。以下「<u>土砂災害防止法</u>」という。)</p> <p>④～⑦ 略</p>	<p>I. 一般基準</p> <p>第1 開発計画に基づき土地開発行為を行う確実性があること。</p> <p>1. 立地基準</p> <p>略</p> <p>(1) 災害の防止を図るため、原則として開発区域に含めない区域</p> <p>①・② 略</p> <p>③ 土砂災害特別警戒区域(<u>土砂災害防止法</u>[平成12年法律第57号])</p> <p>④～⑦ 略</p>

	<p>(2) 略</p> <p>①・② 略</p> <p>③ 鳥獣保護区のうち特別保護地区の区域(鳥獣の保護及び<u>管理並びに</u>狩猟の適正化に関する法律[平成 14 年法律第 88 号])</p> <p>④～⑦ 略</p>	<p>(2) 良好な自然環境の保全を図るため、原則として開発区域に含めない区域</p> <p>①・② 略</p> <p>③ 鳥獣保護区のうち特別保護地区の区域(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律[平成 14 年法律第 88 号])</p> <p>④～⑦ 略</p>
<p>16 ・ 17</p>	<p>第 2 略</p> <p>1. <u>土地開発行為が原則として現地地形に沿って行われること及び土地開発行為による土砂の移動量が必要最小限度であること。</u></p> <p><u>2. 切土、盛土又は捨土を行う場合には、その工法が法面の安定を確保するものであること。</u></p> <p><u>3. 切土、盛土又は捨土を行った後に法面が生じる場合には、その法面の勾配が地質、土質、法面の高さからみて崩壊のおそれのないものであり、かつ、必要に応じて小段又は排水施設の設置その他の措置が適切に講ぜられるものであること。</u></p> <p><u>4. 切土、盛土又は捨土を行った後の法面の勾配が上記 3 によることが困難である場合若しくは適当でない場合又は周辺の土地の利用実態からみて必要がある場合には、擁壁の設置その他の法面崩壊防止の措置が講ぜられるものであること。</u></p> <p><u>5～7 略</u></p> <p><u>8. 飛砂、落石、なだれ等の災害が発生するおそれがある場合には、静砂垣、落石又はなだれ防止柵の設置その他の措置が適切に講ぜられるものであること。</u></p> <p><u>9. 雨水等を適切に排水しなければ災害が発生するおそれがある場合には、十分な能力及び構造を有する排水施設が設けられるものであること。</u></p> <p><u>10. 下流の流下能力を超える水量が排水されることにより災害が発生するおそれがある場合には、洪水調整池の設置その他の措置が適切</u></p>	<p>第 2 県土の保全を図るうえで、支障がないこと。</p> <p>1. 土地開発行為による土砂の移動量は必要最小限度であること。</p> <p><u>2. 切土、盛土又は捨土を行った後に法面が生じる場合には、その法面の勾配が地質、土質、法面の高さからみて崩壊のおそれのないものであること。</u></p> <p><u>3. 切土、盛土又は捨土を行った後の法面の勾配が上記 2 によることが困難であるか若しくは適当でない場合等にあつては、擁壁の設置等、法面崩壊防止の措置が講ぜられるものであること。</u></p> <p><u>4～6 略</u></p> <p><u>7. 飛砂、落石等の災害が発生するおそれがある場合には、静砂垣又は落石防止柵の設置等が行われるものであること。</u></p> <p><u>8. 雨水等を適切に排水しなければ災害が発生するおそれがある場合には、十分な能力及び構造を有する排水施設が設けられるものであること。</u></p> <p><u>9. 下流の流下能力を超える水量が排水されることにより災害が発生するおそれがある場合には、洪水調整池の設置その他の措置が適切</u></p>

に講ぜられるものであること。

11. 土地開発行為に伴い土砂流出による災害が発生するおそれがある場合には、十分な容量と構造を有するえん堤、沈砂池その他の土砂流出防止施設（以下「土砂流出防止施設」という。）が設置されるものであること。
12. 土地開発行為の施行に当たって、災害の防止のために必要な土砂流出防止施設、排水施設、洪水調整池等について仮設の防災施設を設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期を明らかにするとともに、仮設の防災施設の設計は本設のものに準じて行われるものであること。
13. 土地開発行為の完了後においても設置した土砂流出防止施設、排水施設、洪水調整池等が十分に機能を発揮できるよう土砂の撤去や豪雨時の巡視等、完了後の維持管理方法が明らかであること。

第3 略

1. 略

2. 略

(1)～(3) 略

(4) 太陽光発電設備の設置を目的とする場合は、発電事業終了後の施設の解体・処分が適正に行われ、解体後の土地の整地等を適切に行い災害が発生しないよう努めるなど、周辺地域の住民の生活環境等に著しい悪影響を及ぼさないよう配慮されていること。

に講ぜられるものであること。

10. 土地開発行為に伴い土砂流出による災害の発生するおそれがある場合には、十分な容量と構造を有するえん堤 (沈砂池) 等が設置されるものであること。

第3 環境の保全に適切な配慮がされていること。特に、土砂等による埋立て、盛土を行う場合には、当該行為に伴う土壌の汚染及び水質汚濁のおそれがないこと。

1. 略

2. 生活環境の保全

(1)～(3) 略

<p>18</p>	<p>第4 略</p> <p>1. 略</p> <p>2. 他に適地がない等により、やむを得ず飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林を土地開発行為の対象とする場合で、周辺における水利用の実態等からみて必要な水量を確保する<u>ため</u>必要があるときには、貯水池又は導水路の設置その他の措置が適切に講ぜられるものであること。<u>導水路の設置その他の措置が講ぜられる場合には、</u>取水する<u>水源に係る河川管理者等の同意を得ている等</u>水源地域における水利用に支障を及ぼすおそれのないものであること。</p> <p>3・4 略</p>	<p>第4 水源地を保全するうえで、支障がないこと。</p> <p>1. 略</p> <p>2. 他に適地がない等により、やむを得ず飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林を土地開発行為の対象とする場合で、周辺における水利用の実態等からみて必要な水量を確保する必要があるときには、貯水池又は導水路の設置その他の措置が適切に講ぜられるものであること。<u>この場合</u>、取水する水源地域における水利用に支障を及ぼすおそれのないものであること。</p> <p>3・4 略</p>
<p>19</p>	<p>別紙1</p> <p style="text-align: center;">審査基準における欠格事由</p> <p><u>審査基準の第1の4</u>における申請者の信用に係る欠格事由は、次に該当する場合をいう。</p> <p>1 略</p>	<p>別紙1</p> <p style="text-align: center;">審査基準における欠格事由</p> <p><u>審査基準第1の4</u>における申請者の信用に係る欠格事由は、次に該当する場合をいう。</p> <p>1 略</p>
<p>21</p>	<p>II. 略</p> <p>第1 略</p> <p>1. 略</p> <p>(1) 略</p> <p><u>土地開発行為が原則として現地形に沿って行われること及び</u>土地開発行為による土砂の移動量<u>が</u>必要最小限度であること。</p> <p>また、造成計画に当たっては、開発区域内及びその周辺で土量の均</p>	<p>II. 技術基準</p> <p>第1 災害の防止</p> <p>1. 切土、盛土、捨土関係</p> <p>(1) 土砂の移動量</p> <p>土地開発行為による土砂の移動量<u>は</u>必要最小限度であること。</p> <p>また、造成計画に当たっては、開発区域内及びその周辺で土量の均</p>

衡がとれるように計画すること。

(2) 略

- ① 切土は、原則として階段状に行う等法面の安定が確保されるものであること。
- ② 盛土は、必要に応じて水平層にして順次盛り上げ、十分締め固めが行われるものであること。
- ③ 土石の落下による下斜面等の荒廃を防止する必要がある場合には、柵工の実施等の措置が講ぜられていること。
- ④ 大規模な切土又は盛土を行う場合には、融雪、豪雨等により災害が生ずるおそれのないように工事時期、工法等について適切に配慮されていること。
- ⑤ 太陽光発電設備を自然斜面に設置する区域の平均傾斜度が 30 度以上である場合には、土砂の流出又は崩壊その他の災害の防止の観点から、可能な限り森林土壌を残した上で、擁壁又は排水施設等の防災施設を確実に設置することとする。ただし、太陽光発電設備を設置する自然斜面の森林土壌に、崩壊の危険性の高い不安定な層がある場合は、その層を排除した上で、擁壁又は排水施設等の防災施設を確実に設置することとする。

なお、自然斜面の平均傾斜度が 30 度未満である場合でも、土砂の流出又は崩壊その他の災害の防止の観点から、必要に応じて、排水施設等の適切な防災施設を設置することとする。

(3) 略

- ① 法面の勾配は、地質、土質、切土高、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案し、表 1 を参考として現地に適合した安全なものであること。

ただし、採石法（昭和 25 年法律第 291 号）が適用される場合においては、「採石技術指導基準（採石技術指導基準編集委員会）」によることを妨げない。

- ② 切土高が 5 メートルを超える場合には、原則として、高さ 5 メー

衡がとれるように計画すること。

(2) 工法等

- ① 切土は、原則として階段状に行う等法面の安定を確保すること。
- ② 盛土は、必要に応じて水平層にして順次盛り上げ、十分締め固めを行うこと。
- ③ 土石の落下による下斜面等の荒廃を防止する必要がある場合には、柵工の実施等の措置を講ずること。
- ④ 大規模な切土又は盛土を行う場合には、豪雨、融雪等により災害が生ずるおそれのないように工事時期、工法等について適切な配慮をすること。
- ⑤ 太陽光発電設備を自然斜面に設置する区域の平均傾斜度が 30 度以上である場合には、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、可能な限り森林土壌を残した上で、擁壁又は排水施設等の防災施設を確実に設置することとする。ただし、太陽光発電設備を設置する自然斜面の森林土壌に、崩壊の危険性の高い不安定な層がある場合は、その層を排除した上で、擁壁又は排水施設等の防災施設を確実に設置することとする。

なお、自然斜面の平均傾斜度が 30 度未満である場合でも、土砂の流出又は崩壊その他の災害の観点から、必要に応じて、排水施設等の適切な防災施設を設置することとする。

(3) 切土

- ① 法面の勾配は、地質、土質、切土高、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案し、表 1 を参考として現地に適合した安全なものとすること。

ただし、採石法（昭和 25 年法律第 291 号）が適用される場合においては、「採石技術指導基準（採石技術指導基準編集委員会）」によることを妨げない。

- ② 原則として切土高が 5 メートルを超す場合、高さ 5 メートル以内

	<p>トル以内ごとに幅1メートル以上の小段を設け、排水のため5～10%の横断勾配をつけ、必要に応じて排水施設を設置する<u>等崩壊防止の措置が講ぜられていること。</u></p> <p>ただし、採石法が適用される場合においては、小段の位置、幅等について「採石技術指導基準」によることを妨げない。</p> <p>③ 切土を行った後の地盤にすべりやすい土質の層がある場合には、その地盤にすべりが生じないように杭打ちその他の措置が<u>講ぜられていること。</u></p> <p>④ 切土高又は勾配について、標準の範囲を超えて設計する必要がある場合等は、<u>円弧すべり等の法面崩壊に対する安定計算を行い、その安全率が1.2以上であること。</u></p> <p>⑤・⑥ 略</p>	<p>ごとに幅1メートル以上の小段を設け、排水のため5～10%の横断勾配をつけ、必要に応じて排水施設を設置すること。</p> <p>ただし、採石法が適用される場合においては、小段の位置、幅等について「採石技術指導基準」によることを妨げない。</p> <p>③ 切土を行った後の地盤にすべりやすい土質の層がある場合には、その地盤にすべりが生じないように杭打ちその他の措置を<u>講ずること。</u></p> <p>④ 切土高又は勾配が標準の範囲を超えて設計する必要がある場合等は、<u>安全率を1.2以上とした円弧すべり等について検討すること。</u></p> <p>⑤・⑥ 略</p>
23	<p>(4) 略</p> <p>① 法面の勾配は、盛土材料、盛土高、地形、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案し、表2を参考として現地に適合した安全なもの<u>であること。</u></p> <p>② 一層の仕上がり厚は、30センチメートル以下とし、その層ごとに締め固め<u>を行う</u>とともに、必要に応じて雨水その他の地表水又は地下水を排除するための排水施設の設置等の措置が講ぜられていること。</p> <p>③ 盛土高が5メートルを超える場合には、<u>原則として、</u>高さ5メートル以内ごとに幅1メートル以上の小段を設け、排水のため5～10%の横断勾配をつけ、必要に応じて排水施設を<u>設置する等崩壊防止の措置が講ぜられていること。</u></p> <p>④ 盛土がすべり、ゆるみ、沈下し又は崩壊するおそれがある場合には、盛土を行う前の地盤の段切り、地盤の土の入替え、埋設工の施工、排水施設の設置等の措置が<u>講ぜられていること。</u></p> <p>⑤ 盛土高<u>又は勾配について、標準を超えて設計する必要がある場合</u></p>	<p>(4) 盛土</p> <p>① 法面の勾配は、盛土材料、盛土高、地形、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案し、表2を参考として現地に適合した安全なもの<u>とすること。</u></p> <p>② 一層の仕上がり厚は、30センチメートル以下とし、その層ごとに締め固めが<u>行われる</u>とともに、必要に応じて雨水その他の地表水又は地下水を排除するための排水施設の設置等の措置が講ぜられていること。</p> <p>③ 盛土高が5メートルを超える場合、高さ5メートル以内ごとに幅1メートル以上の小段を設け、排水のため5～10%の横断勾配をつけ、必要に応じて排水施設<u>等を設けること。</u></p> <p>④ 盛土がすべり、ゆるみ、沈下し又は崩壊するおそれがある場合には、盛土を行う前の地盤の段切り、地盤の土の入替え、埋設工の施工、排水施設の設置等の措置を<u>講ずること。</u></p> <p>⑤ 盛土高が<u>標準値を超える場合</u>等は、<u>安全率を1.2以上とした円</u></p>

	等は、 <u>円弧すべり等の法面崩壊に対する安定計算を行い、その安全率が1.2以上であること。</u>	<u>弧すべり等について検討すること。</u>
24	<p>(5) 略</p> <p>① 捨土は土捨場を設置し、土砂の流出防止措置を講じて行われるものであること。この場合における土捨場の位置は、急傾斜地、湧水の生じている箇所等を避け、人家又は公共施設との位置関係を考慮の<u>上設定</u>されているものであること。</p> <p>② 法面の勾配の設定、<u>締め固めの方法</u>、小段の設置、排水施設の設置等は、盛土に準じて行われ、土砂の流出のおそれ<u>がない</u>ものであること。</p>	<p>(5) 捨土</p> <p>① 捨土は土捨場を設置し、土砂の流出防止措置を講じて行われるものであること。この場合における土捨場の位置は、急傾斜地、湧水の生じている箇所等を避け、人家又は公共施設との位置関係を考慮の<u>うえ選定</u>されているものであること。</p> <p>② 法面の勾配の設定、小段の設置、排水施設の設置等は、盛土に準じて行われ、土砂の流出のおそれ<u>のない</u>ものであること。</p>
26	<p>2. 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>切土、盛土又は捨土を行った後の法面が雨水、溪流等により浸食されるおそれがある場合には、次のような法面保護の措置が<u>講ぜられ、適期に施行されるものであること。</u></p> <p>①・② 略</p> <p>③ 表面水、湧水、溪流等により法面が浸食又は崩壊するおそれがある場合には、排水施設又は擁壁の設置等の措置が<u>講ぜられているものであること。この場合における擁壁の構造は、(2)によるものであること。</u></p>	<p>2. 擁壁、法面関係</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 法面保護</p> <p>切土、盛土又は捨土を行った後の法面が雨水、溪流等により浸食されるおそれがある場合には、次のような法面保護の措置を<u>講ずること。</u></p> <p>①・② 略</p> <p>③ 表面水、湧水、溪流等により法面が浸食又は崩壊するおそれがある場合には、排水施設又は擁壁の設置等の措置を<u>講ずること。</u></p>
27 ～ 29	<p>3. 略</p> <p>(1) 略</p> <p>① <u>排水施設の断面は、</u>計画流量の排水が可能になるように余裕を</p>	<p>3. 排水施設関係</p> <p>(1) 排水施設の断面</p> <p>計画流量の排水が可能になるように余裕をみて定められている</p>

	<p>みて定められていること。この場合、断面は計画流量の1.2倍以上の排水が可能であること。計画流量の算定は、原則として次によるものとする。</p> <p><u>(ア)・(イ)</u> 略</p> <p><u>(ウ)</u> 略</p> <p>略</p> <p><u>a</u></p> <p><u>b</u> 設計雨量強度は表7による単位時間内の10年確率で想定される雨量強度を用いること。<u>ただし、人家等の人命に関わる保全対象が事業区域に隣接している場合など排水施設の周囲にいつ水した際に保全対象に大きな被害を及ぼすことが見込まれる場合については、20年確率で想定される雨量強度を用いるほか、水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項第4号ロ又は土砂災害防止法第8条第1項第4号の要配慮者利用施設等の災害発生時の避難に特別な配慮が必要となるような重要な保全対象がある場合は、30年確率で想定される雨量強度を用いること。</u></p> <p><u>c</u> 単位時間は、<u>到達時間を勘案して定めた</u>表7によるものとする。</p> <p><u>d</u> 雨量強度（mm/hr）は高松地方気象台降雨強度式による（P31参照）。<u>ただし、土地開発行為を行う流域の河川整備基本方針において、降雨量の設定に当たって気候変動を踏まえた降雨量変化倍率を採用している場合には、適用する雨量強度に当該降雨量変化倍率を用いること。</u></p>	<p>こと。この場合、断面は計画流量の1.2倍以上の排水が可能であること。計画流量の算定は、原則として次によるものとする。</p> <p><u>①・②</u> 略</p> <p><u>③</u> 雨水流出量の算定</p> <p>略</p> <p><u>(ア)</u> 略</p> <p><u>(イ)</u> 設計雨量強度は表7による単位時間内の10年確率で想定される雨量強度<u>とすること。</u></p> <p><u>(ウ)</u> 単位時間は、表7によるものとする。</p> <p><u>(エ)</u> 雨量強度（mm/hr）は高松地方気象台降雨強度式による。<u>（P31参照）</u></p>
30	<p>表7 略</p> <p><u>②</u> 雨水のほか土砂等の流入が見込まれる場合又は排水施設の設置箇所からみていつ水による影響の大きい場合にあつては、排水施</p>	<p>表7 略</p>

設の断面は、必要に応じて①に定めるものより一定程度大きく定められていること。

③ 洪水調整池の下流に位置する排水施設については、洪水調整池からの許容放流量を安全に流下させることができる断面とすること。

(2) 略

① 排水施設は、立地条件等を勘案して、その目的及び必要性に応じた堅固で耐久力を有する構造であり、漏水が最小限度となるよう措置されていること。

② 排水施設のうち暗きよである構造の部分には、維持管理上必要なます又はマンホールの設置等の措置が講ぜられていること。

③ 放流によって地盤が洗掘されるおそれがある場合には、水叩きの設置その他の措置が適切に講ぜられていること。

④ 排水施設は、排水量が少なく土砂の流出又は崩壊を発生させるおそれのない場合を除き、排水を河川等又は他の排水施設等まで導くように計画されていること。

ただし、河川等又は他の排水施設等に排水を導く場合には、増加した流水が河川等又は他の排水施設等の管理に及ぼす影響を考慮するため、当該河川等又は他の排水施設等の管理者の同意を得ているものであること。

(3) 略

(4) 太陽光発電設備の設置を目的とする場合の排水施設の断面及び構造等

① 略

地表が太陽光パネル等の不浸透性の材料で覆われる箇所については、(1)の表6によらず、表7の2を参考にして定められていること。

(2) 排水施設の構造等

① 排水施設は、立地条件等を勘案して、その目的及び必要性に応じた堅固で耐久力を有する構造であること。

② 排水施設のうち暗きよである構造の部分には、維持管理上必要なます又はマンホールの設置等の措置を講ずること。

③ 放流によって地盤が洗掘されるおそれがある場合には、水叩きの設置その他の措置を講ずること。

④ 排水施設は、排水量が少なく土砂の流出又は崩壊を発生させるおそれのない場合を除き、排水を河川等又は他の排水施設等まで導くように計画すること。この場合、当該河川等又は他の排水施設等の管理者の同意を得ていること。

ただし、放流先の排水能力により、上記河川等へ排水することが困難であると認められるときは、区域内の洪水調整池等、適当な施設に接続すること。

(3) 略

(4) 太陽光発電設備を設置する場合の排水施設の能力及び構造等

① 排水施設の断面について

地表が太陽光パネル等の不浸透性の材料で覆われる箇所については、排水施設の計画に用いる雨水流出量の算出に用いる流出係数を0.9～1.0までとする。

表7の2

区分 地表状態	浸透能		
	小(山岳地)	中(丘陵地)	大(平地)
太陽光パネル等	1.0	0.9~1.0	0.9

② 排水施設の構造等について

排水施設の構造等については、(2)の規定に基づくほか、表面流を安全に下流へ流下させるための排水施設の設置等の対策が適切に講ぜられていることとする。また、表面浸食に対しては、地表を流下する表面流を分散させるために必要な柵工、筋工等の措置が適切に講ぜられていること及び地表を保護するために必要な伏工等による植生の導入や物理的な被覆の措置が適切に講ぜられていることとする。

② 排水施設の構造について

表面流を安全に下流へ流下させるための排水施設の設置等の対策が適切に講ぜられていることとする。また、表面浸食に対しては、地表を流下する表面流を分散させるために必要な柵工、筋工等の措置が適切に講ぜられていること及び地表を保護するために必要な伏工等による植生の導入や物理的な被覆の措置が適切に講ぜられていることとする。

32

4. 略

飛砂、落石、なだれ等の災害が発生するおそれがある場合には、静砂垣、落石又はなだれ防止柵の設置その他の措置が適切に講ぜられること。技術的細則については、治山技術基準解説、林道必携、道路土工指針等を参考とする。

5. 略

設置対象は、原則1ha以上の土地開発行為とし、土地開発行為に先行して設置するものとする。ただし、太陽光発電設備の設置を目的とする土地開発行為(※)については、開発をする地域森林計画対象民有林面積が0.5haを超えるものを対象とする。なお、開発区域の状況から判断して、必要と認めない場合は、この限りでない。

また、用水路等を経由して河川等に排水を導く場合であって、洪水調整池を設置するよりも用水路等の断面を大きくすることが効率

4. 落石等防止関係

飛砂、なだれ、落石等の災害が発生するおそれがある場合には、静砂垣又は落石防止柵の設置その他の措置を適切に講ずること。技術的細則については、治山技術基準解説、林道必携、道路土工指針等を参考とする。

5. 洪水調整池関係

設置対象は、原則1ha以上の土地開発行為とする。ただし、太陽光発電設備の設置を目的とする土地開発行為(※)については、開発をする地域森林計画対象民有林面積が0.5haを超えるものを対象とする。なお、開発区域の状況から判断して、必要と認めない場合は、この限りでない。

的なときには、当該用水路等の管理者の同意を得た上で、事業者の負担で用水路等の断面を大きくすることをもって洪水調整池の設置に代えることができる。

※ 令和5年4月1日以降に着手する土地開発行為について適用する。

(1) 略

① 略

ア 洪水調整容量は、30年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調整できるものであることを基本とする。

ただし、排水を導く河川等の管理者との協議において、30年確率以上の雨量強度で設計する必要があると認められる場合には、確率年を変更するものとする。

イ 土地開発行為の施行前において既に3年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量が下流における流下能力を超える場合は、必要があれば、この流下能力を超える流量も調整できる容量であること。

② 略

洪水調整容量は、当該土地開発行為を行う下流のうち、当該土地開発行為に伴うピーク流量の増加率が1%以上の範囲の中で、30年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量を流下させることができない地点のうち、当該土地開発行為による影響を最も強く受ける地点を選定し、当該地点での30年確率で想定される雨量強度及び当該地点において安全に流下させることのできるピーク流量に対応する雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調整できるものであること。

ただし、排水を導く河川等の管理者との協議において、30年確率以上の雨量強度で設計する必要があると認められる場合には、確率年を変更するものとする。

また、当該地点の選定に当たっては、当該地点の河川等の管理

※ 令和5年4月1日以降に着手する土地開発行為について適用する。

(1) 洪水調整池の容量

① 災害の発生の防止の観点

ア 洪水調整容量は、下流における流下能力を考慮のうえ、30年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調整できるものであること。

イ 土地開発行為の施行前において既に3年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量が下流における流下能力を超える場合は、この超える量も調整できる容量であること。

② 水害の発生の防止の観点

洪水調整容量は、当該土地開発行為を行う下流のうち、30年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量の増加率が1%以上の範囲の中で、そのピーク流量を流下させることができない地点のうち、土地開発行為による影響を最も強く受ける地点を選定し、当該地点での30年確率で想定される雨量強度及び当該地点において安全に流下させることのできるピーク流量に対応する雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調整できるものであること。

なお、河川等管理者との協議の結果、必要となれば確率年を変更するものとする。

また、当該地点の選定に当たっては、当該地点の河川等の管理

者の同意を得ていること。

③ 略

④ 土地開発行為の期間中及び土地開発行為の完了後における洪水調整池の堆砂量を見込む場合にあっては、流域の地形、地質、土地利用の状況、気象等に応じて必要な堆砂量とすること。

(2) 略

コンクリートダムにあっては200年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量の1.2倍以上、フィルダムにあってはコンクリートダムの余水吐の能力の1.2倍以上のものであること。

(3) 略

原則として自然放流方式であること。やむを得ず浸透型施設として整備する場合については、尾根部や原地形が傾斜地である箇所、地すべり地形である箇所又は盛土を行った箇所等浸透した雨水が土砂の流出・崩壊を助長するおそれがある箇所には設置しないこと。

(4) 略

原則として次のとおりとすること。

なお、雨量強度 (mm/hr) は高松地方気象台降雨強度式による (P31 参照)。ただし、土地開発行為を行う流域の河川整備基本方針において、降雨量の設定に当たって気候変動を踏まえた降雨量変化倍率を採用している場合には、適用する雨量強度に当該降雨量変化倍率を用いること。

者の同意を得ていること。

③ 略

④ 流域の地形、地質、土地利用の状況等に応じて必要な堆砂量を見込んだ容量とすることができる。

(2) 余水吐の能力

コンクリートダムにあっては200年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量以上、フィルダムにあってはコンクリートダムのそれの1.2倍以上のものであること。

(3) 洪水調整の方式

原則として自然放流方式であること。

(4) 洪水調整池の設計

原則として次のとおりとすること。

34

(5) 略

①・② 略

③ 略

$$Q'_{200} = C' \cdot Q_{200}$$

Q'_{200} : 余水吐の設計上の洪水流量 (m³/sec)
 C' : 安全率…**コンクリートダム : 1.2 倍以上**
フィルダム : コンクリートダムの 1.2 倍以上
 Q_{200} : 200 年確率の洪水流量 (m³/sec)

④ 略

(5) 洪水調整池の構造

①・② 略

③ 「余水吐の設計上の洪水流量」は、次式により算出すること。

$$Q'_{200} = C' \cdot Q_{200}$$

Q'_{200} : 余水吐の設計上の洪水流量 (m³/sec)
 C' : 安全率…フィルダムにあつては
 $C' = 1.2$ とすること。
 Q_{200} : 200 年確率の洪水流量 (m³/sec)

④ 略

6. 土砂流出防止関係

(1) 土地開発行為に伴う土砂の流出により、下流地域に災害の発生のおそれのある場合には、土地開発行為に先行して十分な容量及び構造を有する土砂流出防止施設を設置すること。

なお、洪水調整池と兼用する場合は、両者の機能を満足する容量を確保しなければならない。

(2) 土砂流出防止施設を設置する場合は、盛土を行った箇所等浸透した雨水が土砂の流出・崩壊を助長するおそれがある箇所には設置しないこと。

(3) 土砂流出防止施設の容量は表8を参考に設計することとし、土地開発行為の期間中及び土地開発行為の完了後、地表が安定するまでの期間の流出土砂量を貯砂し得るものであること。

表8 1ヘクタール当たり1年間の流出土砂量

土地開発行為の期間中	300m ³ (400m ³ ～600m ³)			
	裸地	皆伐地、草地	道路	林地
土地開発行為 <u>完了</u> 後 地表が安定するまで	50m ³ (20)※	15m ³	5m ³	1m ³

(注1) 表8の2に掲げる特に災害が発生するおそれがある区域が事業区域に含まれる場合には、土地開発行為の期間中の流出土砂量は400m³～600m³(ha/年)を原則とするが、あらかじめ担当行政庁と協議を行うこと。

表8の2 特に災害が発生するおそれがある区域

区域の名称	根拠とする法令等
砂防指定地	砂防法

6. 沈砂池

(1) 土地開発行為に伴い相当量の土砂が流出し、下流地域に災害の発生のおそれのある場合には、土地開発行為に先行して十分な容量及び構造を有するえん堤等を設置すること。

なお、洪水調整池と兼用する場合は、両者の機能を満足する容量を確保しなければならない。

(2) えん堤等の容量は表8を標準とし、土地開発行為の期間中及び土地開発行為の終了後、地表が安定するまでの期間の流出土砂量を貯砂し得るものであること。ただし、開発区域が砂防指定地又は地すべり防止区域内に当たる場合は、別途、県の担当課と協議すること。

表8 1ヘクタール当たり1年間の流出土砂量

土地開発行為の期間中	300m ³			
	裸地	皆伐地、草地	道路	林地
土地開発行為 <u>終了</u> 後 地表が安定するまで	50m ³ (20)※	15m ³	5m ³	1m ³

急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
地すべり防止区域	地すべり等防止法
土砂災害警戒区域	土砂災害防止法
災害危険区域	建築基準法
山腹崩壊危険地区	山地災害危険地区調査要領
地すべり危険地区	
崩壊土砂流出危険地区	

(注2) 土地開発行為の完了後、地表が安定するまでの期間は次を標準とする。

ア) 略

イ) 略

※土地開発行為完了後3年間の数値。4～5年間は20 m³とする。

(4) なお、土地開発行為の期間中の量については、土砂流出防止施設の管理が適切に行われ、随時堆積土砂を排除することができる構造である場合は、4か月以上の容量のものでよい。

(5) 開発行為期間中の流出土砂量の算定については、次式を参考にすること。

$$V = 1 \text{ (ヘクタールあたり1年間の流出土砂量 (m}^3\text{/ha))} \times A \times T / 12$$

V : 流出土砂量 (m³)

A : 土地開発行為の面積 (ha)

T : 土砂流出防止施設の浚渫間隔 (月)

※1ヘクタールあたり1年間の流出土砂量は表8を標準とすること。

※土砂流出防止施設の浚渫間隔は4か月以上とすること。

(注) 土地開発行為の終了後、地表が安定するまでの期間は次を標準とする。

イ) 人家その他の公共的施設の近くでは5年間

ウ) 上記以外については3年間

※土地開発行為終了後3年間の数値。4～5年間は20 m³とする。

(3) なお、土地開発行為の期間中の量については、沈砂池の管理が適切に行われ、随時堆積土砂を排除することができる構造である場合は、4か月以上の容量のものでよい。

(4) また、1ha未満の土地開発行為については、開発行為期間中の流出土砂量の算定に当たり、次式を参考にすること。

$$V = 25 \text{ (m}^3\text{/ha/月)} \times A \times T$$

V : 流出土砂量 (m³)

A : 土地開発行為の面積 (ha)

T : 沈砂池の浚渫間隔 (月)

	<p>(6) <u>土砂流出防止施設</u>の設置箇所は、極力土砂の流出地点に近接した位置であること。</p> <p>(7) <u>土砂流出防止施設</u>の構造は、下記に基づき検討すること。 「治山技術基準解説」(社団法人 日本治山治水協会)</p> <p>「建設省河川砂防技術基準(案)同解説」(社団法人日本河川協会) ただし、現場条件等を考慮して上記基準によらなくてよいと判断した場合は、この限りでない。</p>	<p>(5) <u>えん堤等</u>の設置箇所は、極力土砂の流出地点に近接した位置であること。</p> <p>(6) <u>えん堤等</u>の構造は、下記に基づき検討すること。 「治山技術基準解説」(社団法人 日本治山治水協会) <u>「治山ダム・土留工断面表」(財団法人 林業土木コンサルタンツ)</u> 「建設省河川砂防技術基準(案)同解説」(社団法人日本河川協会) ただし、現場条件等を考慮して上記基準によらなくてよいと判断した場合は、この限りでない。</p>
<p>39 ～ 41</p>	<p>第2 略</p> <p>1. 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>① 略</p> <p>対象区域は、原則として土地開発行為を行った全区域とする。 ただし、土地開発行為<u>完了</u>後に用途を持った土地となる区域については除くものとする。</p> <p>② 略</p> <p>ア 緑化措置は、土地開発行為<u>完了</u>時の形状に応じた方法によるものとする。</p> <p>イ 略</p> <p>③ 略</p> <p>ア 緑化措置は、原則として土地開発行為<u>完了</u>時に完了していること。</p> <p>イ・ウ 略</p>	<p>第2 環境の保全</p> <p>1. 自然環境等の保全</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 緑化の基準</p> <p>① 対象区域</p> <p>対象区域は、原則として土地開発行為を行った全区域とする。 ただし、土地開発行為<u>終了</u>後に用途を持った土地となる区域については除くものとする。</p> <p>② 緑化措置</p> <p>ア 緑化措置は、土地開発行為<u>終了</u>時の形状に応じた方法によるものとする。</p> <p>イ 略</p> <p>③ 緑化時期等</p> <p>ア 緑化措置は、原則として土地開発行為<u>終了</u>時に完了していること。</p> <p>イ・ウ 略</p>
<p>47</p>	<p>Ⅲ 略 (参考2)</p>	<p>Ⅲ 参考資料 (参考2)</p>

審査基準の概要	
I. 略	
基準項目	備考
第1 略	
第2 略	
1. <u>現地形に沿って行われ、</u> 土砂の移動量は必要最小限度であること。	
2. <u>工法が法面の安定を確保するものであること。</u>	
3. 略	
4～7 略	
8. <u>静砂垣、落石又はなだれ防止柵</u> の設置等が行われるものであること。	
9・10 略	
11. 十分な容量と構造を有する <u>土砂流出防止施設</u> が設置されるものであること。	
12. <u>仮設防災施設の設計が本設のものに準じて行われているものであること。</u>	
13. <u>土地開発行為完了後の防災施設の維持管理方法が明らかであること。</u>	
第3 略	
1. 略	
2. 略	(1)～(3) 略 <u>(4) 太陽光発電設備の設置を目的とする場合は、発電事業終了後の施設の解体・処分が適正に行われ、周辺地域の住民の生活環境等に著</u>

審査基準の概要	
I. 一般基準	
基準項目	備考
第1 略	
第2 県土の保全を図るうえで、支障がないこと。	
1. 土砂の移動量は必要最小限度であること。	
2. 略	
3～6 略	
7. <u>静砂垣又は落石防止柵</u> の設置等が行われるものであること。	
8・9 略	
10. 十分な容量と構造を有する <u>えん堤（沈砂池）等</u> が設置されるものであること。	
第3 環境の保全に適切な配慮がされていること。特に、土砂等による埋立て、盛土を行う場合には、当該行為に伴う土壌の汚染及び水質汚濁のおそれがないこと。	
1. 略	
2. 生活環境の保全	(1)～(3) 略

		<u>しい悪影響を及ぼさないよ う配慮されていること。</u>			
	第4～第6 略			第4～第6 略	
48	II. 略			II. 技術基準	
	基準項目	備考		基準項目	備考
	第1 略			第1 災害の防止	
	1～3 略			1～3 略	
	4. 落石防止関係	静砂垣、 <u>落石又はなだれ防止柵</u> の設置その他の措置を適切に講ずること。		4. 落石防止関係	静砂垣 <u>又は落石防止柵</u> の設置その他の措置を適切に講ずること。
	5. 略			5. 略	
	6. <u>土砂流出防止関係</u>			6. <u>沈砂池</u>	
	第2～第4 略			第2～第4 略	
49 ～ 51	第一 略 I. 略 II. 略 1～8 略 9. 略 (1) 本協議書には、位置図、現況図、地籍図、利用計画平面図、縦横断面図、求積図、防災施設等構造図、緑化計画図、防災施設等設計計算書、土工量計算書、利害関係人の同意書、 <u>土地の登記事項証明書、法人の登記事項証明書</u> (法人の場合)、 <u>個人の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類</u> (個人の場合)、納税証明書、工程表、現況写真、その他知事が必要と認める書類を添付すること。(P60 参照) (2) 利害関係人の同意書としては、開発区域内の土地所有者、水利権者等の同意書を添付すること。			第一 協議書について I. 略 II. 協議書の記載要領 (規則第1号様式、P67 記載例参照) 1～8 略 9. 添付書類 (1) 本協議書には、位置図、現況図、地籍図、利用計画平面図、縦横断面図、求積図、防災施設等構造図、緑化計画図、防災施設等設計計算書、土工量計算書、利害関係人の同意書、 <u>土地登記簿謄本、法人登記簿謄本</u> (法人の場合)、納税証明書、工程表、現況写真、その他知事が必要と認める書類を添付すること。(P60 参照) (2) 利害関係人の同意書としては、開発区域内の土地所有者、水利権者等の同意書を添付すること。	

なお、同意書は、正式な同意書が協議書提出までに準備できない場合は、協議の経緯を明らかにした書面に代えることができる。(正式な同意書が得られた場合は、直ちに提出すること。)

(3) 略

なお、同意書等は、正式な同意書が協議書提出までに準備できない場合は、協議の経緯を明らかにした書面に代えることができる。(同意が得られた場合は、直ちに提出すること。)

(3) 略

60

VII. 略

No.	必要書類	摘要
1～11 略		
12	<u>土地の登記事項証明書</u>	略
13	<u>法人の登記事項証明書</u>	略
14	<u>個人の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類</u>	<u>個人の場合</u>
15～17 略		
18	略	<ul style="list-style-type: none"> ・開発区域の面積が4.5ha以上の場合は、土地開発行為説明会等実施状況報告書(添付様式第2号) ・<u>土地開発行為完了後の防災施設の維持管理方法、太陽光発電事業終了後の太陽光パネルの解体・撤去に関する計画書等</u>

◎ 土砂等埋立事業に関する書類 (上記書類等と兼用可)

19～30 略

VII. 協議書の必要書類チェック表

No.	必要書類	摘要
1～11 略		
12	<u>土地登記簿謄本</u>	略
13	<u>法人登記簿謄本</u>	略
14～16 略		
17	その他知事が必要と認める書類	開発区域の面積が4.5ha以上の場合は、土地開発行為説明会等実施状況報告書(添付様式第2号) <u>を添付等</u>

◎ 土砂等埋立事業に関する書類 (上記書類等と兼用可)

18～29 略

63	<p>第二 略</p> <p>I. 略</p> <p>II. 略</p> <p>1. 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>① 略</p> <p>② 略</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該事業が一時たい積事業である場合にあつては、土地開発行為に着手した日から6か月ごとに、当該6か月を経過した日から3週間以内に、土砂等の搬入量及び搬出量を報告してください。 ・ 土地開発行為着手後の累計数値及び現在の一時たい積している土砂等の量についても記載してください。 <p><u>・ 報告に係る土砂等の量、採取場所等が確認できる資料として土砂等採取場所証明書(報告様式第3号)を添付してください。(P79記載例参照)</u></p> <p><u>なお、当該証明書における証明者は、土砂等採取場所の責任者(建設工事等施工者、採土・採石業者等)となります。</u></p>	<p>第二 土地開発行為の施工管理について</p> <p>I. 略</p> <p>II. 土砂等埋立事業に係る報告</p> <p>1. 土砂等埋立事業状況報告</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 報告書類</p> <p>① 略</p> <p>② 一時たい積事業状況報告書(報告様式第2号、P78記載例参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該事業が一時たい積事業である場合にあつては、土地開発行為に着手した日から6か月ごとに、当該6か月を経過した日から3週間以内に、土砂等の搬入量及び搬出量を報告してください。 ・ 土地開発行為着手後の累計数値及び現在の一時たい積している土砂等の量についても記載してください。
113 ～ 117	<p>II. 略</p> <p>みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例施行規則</p> <p>(協議を要しない土地開発行為)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>ア～ウ 略</p>	<p>II. 規則</p> <p>みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例施行規則</p> <p>(協議を要しない土地開発行為)</p> <p>第3条 条例第16条第2項第4号の規則で定める土地開発行為は、次に掲げる土地開発行為とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次に掲げる施設を設置するために行われる土地開発行為</p> <p>ア～ウ 略</p>

<p>エ <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和 25 年法律第 137 号） 第 3 条に規定する漁港施設 オ～タ 略</p> <p>(4) 農地を改良し、又は保全するために行われる土地開発行為（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 4 条第 1 項<u>又は第 5 条第 1 項</u>の許可に係る土地開発行為を除く。） (5)・(6) 略</p> <p>（土地開発行為協議書） 第 4 条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 協議者が個人である場合にあつては、その個人の住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。）の写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類</u></p> <p><u>(7)～(10) 略</u></p> <p>附 則（令和 4 年 8 月 30 日規則第 35 号） 略</p> <p><u>附 則（令和 6 年 3 月 29 日規則第 23 号） この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>エ <u>漁港漁場整備法</u>（昭和 25 年法律第 137 号）第 3 条に規定する漁港施設 オ～タ 略</p> <p>(4) 農地を改良し、又は保全するために行われる土地開発行為（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 4 条第 1 項の許可に係る土地開発行為を除く。） (5)・(6) 略</p> <p>（土地開発行為協議書） 第 4 条 条例第 16 条第 1 項の規定による協議をしようとする者（以下この条において「協議者」という。）は、土地開発行為協議書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。 (1)～(5) 略</p> <p><u>(6)～(9) 略</u></p> <p>附 則（令和 4 年 8 月 30 日規則第 35 号） 略</p>
---	---